○弥富市観光協会広報隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥富市(以下「市」という。)の金魚、文化芸術、特産品、頑張る企業等の魅力を広く宣伝し、市の知名度及びイメージの向上を図ることを目的として、「弥富市観光協会広報隊」(以下「広報隊」という。)の設置及び「弥富市観光協会広報隊員」(以下「広報隊員」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。(広報隊)

第2条 広報隊は、本部を弥富市観光協会(以下「観光協会」という。)内に置く。 (隊長)

第3条 広報隊の長は、弥富市観光協会長(以下「観光協会長」という。)とし、広報隊員 を総括する。

(委嘱)

- 第4条 広報隊員は、自薦又は他薦による登録制とし、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから、本人の同意を得て観光協会長が委嘱する。
 - (1) 明るく元気に観光協会の PR ができること。
 - (2) 市に在住、在勤又は在学していること。
 - (3) 満18歳未満及び高等学校等の生徒である者が登録する場合は、保護者の承諾を受けていること。また、イベント等については保護者同伴で参加すること。
 - (4) 活動について、勤務先、保護者等の理解が得られること。
 - (5) モデル等の専属契約その他類似する契約を締結している場合は、事前に観光協会長と協議すること。
 - (6) 暴力団組織又はその構成員等と密接な関係を有しないこと。
- 2 前項の規定に関わらず、その他観光協会長が特に認める者については、本人の同意を得て委嘱することができる。

(任期)

- 第5条 広報隊員の任期は委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。 (活動等)
- 第6条 広報隊員の活動は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 日常の活動の中で、機会をとらえて観光協会の広報を行い、市のイメージアップに協力すること。
 - (2) 弥富市観光協会の実施するイベント等に参加し、市の魅力をPRすること。
 - (3) その他観光協会長が必要と認める活動。
- 2 観光協会長は、広報隊員が前項の活動を行うため、観光情報の提供その他必要な便宜を 図るよう努めるものとする。

(謝金等)

第7条 観光協会長は、広報隊員に対して別に定める規定により謝金及び旅費を支払うことができる。ただし、第4条第1項第3号ただし書きに定める保護者がいる場合は、その保護者に支払うものとする。

(解嘱)

- 第8条 観光協会長は、広報隊員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 第4条第1項各号に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき。
 - (2) 広報隊員としての適格性を欠くに至ったとき。
 - (3) 本人が希望するとき。

(庶務)

第9条 広報隊員に関する庶務は、観光協会事務局において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、広報隊員の設置について必要な事項は、観光協会 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年1月25日から施行する。